

研究ノート

改正商法と減価償却 (一)

小森 瞭 一

はじめに

I 商法改正前の減価償却規定とわが国の実情

(一) 商法の旧減価償却規定をめぐる商法学者の対立する

二見解

(二) わが国海運業の減価償却実施の実情

(三) 商法の旧減価償却規定の批判

II 改正商法とその実施の過程 (以下次号)

(一) 改正商法の減価償却規定と「相当の償却」について

(二) 商法付則第九条と監査第一号について

(三) 商法改正後の海運業監査報告書

おわりに

はじめに

改正商法が施行されて、早や一年となる。その間、法曹界や会計学界、各産業団体、行政官庁を中心に諸々の熱心な討論が行わ

れてきた。実際の監督官庁の指示通達や専門家による論文や書物はまったく目まぐるしく公けにされ、また商法の各専門書は今改正を機会に改訂されなければならなかった。というのも、戦後数次にわたって行われた「商法の一部を改正する法律」は、いずれも手続の簡略化や制度的な色彩の強い改正が主であったのに対して、今回の改正は資産の評価原則を根本的に変えるというように、かなり実質的な部分を大巾に改正されたのである。

商法が財産の評価を問題として、現実の経済現象を実質的に把握えようとしたのは古く一八六一年に制定された普通ドイツ商法に見られよう。同法第三十一条第一項で、「財産目録及び貸借対照表の作成に際して総ての財産及び債権は其の作成の時、此等に附すべき価値に依りて評価することを要す。」と規定している。

(註) この条文がドイツ商法における貸借対照表評価に関する一般原則を規定したものであり、一八九七年の改正で一部字句の修正を加えられたが、現行ドイツ商法に引継がれ、わが国旧商法の評価規定にも影響を与えた。

この規定をめぐって、H・V・ジモンの個人的主観価値説、R・フイッシャーの原価値説、I・コヴェロの画一的現在客観的取得価値説等が展開され、いわゆるドイツ貸借対照表論争として一時代を画したのはあまりに有名なことである。

今回のわが国の商法改正は、約一世紀前の独占資本の確立期といわれる時代の商法的評価原則では、もはや把握できなくなった複雑高度な現実の経済現象を、実質的に把握しようとしたものとい

える。そのために単なる手続法的改正以上に、これまで実践を規制してきた会計原則をはじめとする他の関連法令や規則違達の調整が必要であった。改正前までは商法の財産評価の方法は、約一世紀の普通ドイツ商法と同じ財産計算理論に立っており、このため著しい発展と高度化した経済現象を把握することが出来なかったのが、急に改正されて今度は強行法規という国家権力を背景に施行されるところに、旧来から産業界の慣行と深い関連のある他の諸法令規則との間に調整を必要とするのは当然であろう。強行法なるが故に、より実践に近いと考えられる会計原則や会計慣行と異なる場合、商法が優先するということが整えとしてはわかっていても、現実的には多くの問題を残すことになる。

しかし、評価に関する基本的変更は、従来の時価以下主義から原価主義へのいわば「正当な理由による変更」であって、その限りにおいては、商法は財産計算的思考から期間損益計算的思考に一步前進したといえる。このため、従来まったく意味の無い財産目録は財務諸表体系から排除されて、近代的に整備されたといえる。

財産評価の一般原則が原価主義に移行した結果、減価償却も、従来の不明確な規定から明文をもって「相当の償却」が強制され、ここに始めて商法上に減価償却が正式に規定されたのである。しかし、これに伴う複雑な現実的問題が、減価償却なるがゆえに量的質的重要性を伴って発現したのである。

以下、小稿では、わが国の産業界、ことに海運業の減価償却と、その監査報告書を中心にその問題を追求しよう。

改正商法と減価償却 (一)

I 商法改正前の減価償却規定とわが国の実情

(一) 商法の旧減価償却規定をめぐる商法学者の対立する二見解
今回の改正前の商法の減価償却規定は、営業用固定資産の評価として、第三十四条第二項と、第二百八十五条の二つがあった。

(註) 第三十四条② 「営業用ノ固定財産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ減損額を控除シタル価額ヲ附スルコトヲ得」

第二百八十五条 「財産目録ニ記載スル営業用ノ固定財産ニ付テハ取得価額又ハ製作価額ヲ超ユル価額……ヲ附スルコトヲ得ズ」

周知の通り、前者は一般商人に対して第一編総則、第五章商業帳簿における規定である。したがって、商法上の商人全般を対象としており、同条第一項では、商法の財産評価原則である時価以下主義を掲げたのであるが、営業用固定財産は主として使用を目的とし、その価値は使用過程において減耗すると考えられるので、第一項の解釈によって、常に時価評価を可能ならしめることは必ずしも適当ではない。

そのため、償却資産たる営業用固定財産に対しては、その取得価額又は製作価額から相当の減損額を控除した価額を附しうるとしたのである。しかし、この規定は後に見るようにはなはだ不完全なものであった。例えば「相当ノ減損額」は必ずしもいわゆる減価償却とは一致しない点である。商法がいまだ財産評価を中心

にして損益計算を第二次的に考えていた結果、減価償却を期間費用としてすなおに把握するのでなく期首と期末の資産評価の差額を間接的に減損額として把握することにある。また、この規定は任意規定であつて決して強行規定ではない。それゆゑ、相当の減額が認められても、それを資産価額から控除しようとしまいと自由なのである。さらに、この規定によれば、取得価額又は製作価額から相当の減損額を控除した価額が時価より高い場合には、その控除後の価額により、また、時価が騰貴したときは時価で評価することにより評価益を計上することが条文解釈上可能である。以上のように解釈上多くの疑義を残すのであるが、これをそのまゝ

物的会社たる株式会社について認めると、価額騰貴の際、著しい評価益を出し過大評価となり、その結果、価額再下落時に莫大な損失を生ずる恐れがあり、債権者保護の理念に欠けるので、株式会社においてはこの評価益の計上を禁止することにした。これが後者の第二百八十五条の規定である。それによると株式会社の営業用固定資産については取得価額または製作価額を超える価額を附してはならないものとしたのである。しかし、問題はこの条文が減価償却について何もふれずに、ただ取得価額又は製作価額以上の価額を附し得ないとのみ規定している所から学説が分かれる。すなわち、同条の「取得価額又は製作価額」が一体何を意味するのかと言ふ解釈をめぐつて見解が対立した。

一つは、第二百八十五条が第三十四条第二項の特則であること、および減価償却が取得費用の将来会計期間への期間配分のため、

償却資産本来の性質から当然に必要な措置であることに顧み、これを「取得価額又は製作価額から相当な減損額を控除した価額」の意味に解すべきであるとする説である。したがつて、取得価額又は製作価額から一旦減価償却額を控除したのち、時価が騰貴した場合にふたたび取得価額又は製作価額まで償却額を回復して評価を高めることにより評価益を算出することは許されない。この説の代表的見解は次の通りである。

田中誠二教授、「第二百八十五条は時価が大いに騰貴した場合を予想して、その場合の評価の最高限度を高めよう」と好したものであつたが、第三十四条第二項と同じく取得価額又は製作価額から相当の償却をなした価額の意に解しなければならぬ⁽¹⁾。

石井照久教授「それ（第二百八十五条）引用者註」が商法第三十四条に対する特則であること及び固定資産につき減価償却をなすべきことは、固定資産の取得に要した投下資本の繰延償却として、本来当然の要請であることに鑑み、商法第二百八十五条にいわゆる「取得価額または製作価額」とは「取得価額または製作価額から相当の減損額を控除した価額と解すべきである。（ただし、土地については減価償却は不要である。）したがつて、一旦この取得価額または製作価額から減損額を控除したときには、その後時価が昂騰した場合にも、従来償却した減損額を回復して取得価額または製作価額まで高めること（いわゆる「評価益」の計上）を得ないことは当然のことであると解する。ただし、この点については、商法第二百八十五条の文字解釈として右の場合に評

価益を認める立場もある。しかし、固定資産につき時価を問題とすること自体が本来妥当でないのみならず、また、この立場は減価償却の性質を無視するものとして賛しえない⁽²⁾。

これに対して、他の説は、第二百八十五条は第三十四条とは独立した規定であり、その文字解釈上、取得価額よりすでに償却した減価償却額は評価益として算出するのを可能とする学説である。大隅健一郎教授「商法第三十四条の規定と第二百八十五条の規定とを対照するに、第二百八十五条は第三十四条第一項の例外規定をなすものであって、後者が一般原則として、財産評価の最高限度を時価を以て抑えているのに対して、前者は株式会社の営業用の固定財産については例外として、その最高限を取得価額又は製作価額としたものとなさざるを得ない。したがって、固定財産の時価が取得価額又は製作価額を超えている場合には右の限度内で、既往の償却額を戻し入れて従前の帳簿価額より高い価額を付しても違法とすることはできないと考える⁽³⁾」。

大森忠夫教授「財産の時価が取得価額又は製作価額を超えている場合には、取得価額又は製作価額の範囲内で既往の償却額を戻し入れて、従前の帳簿価額より高い価額を付しても違法とはいえないと思う。かゝる意味及び限度において、固定財産についても評価益の算出がみとめられる。後述の第二百八十八条ノ二第二号にいわゆる財産の評価には、かような固定財産の評価益も含まれているものと解せられる。或はこれと異なり、営業用固定財産については、本条により取得価額又は製作価額を超える価額を附し

得ないから、評価益の算出は許されないとする見解もあるが、解釈論としては賛成しがたい⁽⁴⁾」。

このように、旧法第二百八十五条の文言の不備に基き解釈論が分かれたため、実際の産業界実践では配当政策等の結果から、償却額を利益基準に基いて、適当に加減している場合が少なくなかった。しかし、このような慣行は経理操作のために償却額を増減することであって、適正なる期間損益の趣旨から離れて、歪められた会社の財務状況を示すこととなる。このため期間損益計算を目的とする近代会計の立場からは、すでに、商法に対して「固定資産の評価は……原価主義により減価償却すること⁽⁵⁾」を要望していた。

にも拘わらず、これまでの現実の実践においては、必ずしも毎期一定の減価償却が継続して行われていたとはいえず、むしろ、経営政策等から恣意的な償却基準が行われていたといえよう。そこで、次にわが国の実例を眺めることにしよう。

- (1) 田中誠二著「会社法」(青林書院)三五四―五頁。
- (2) 石井照久著「商法」(勤草書房)四〇七頁。
- (3) 大隅健一郎著「全訂会社法論」(中巻)(有斐閣)一九七頁。
- (4) 大隅・大森共著「逐条改正会社法解説」(有斐閣)四一―四五頁。

- (5) 経済安定本部企業会計審議会「商法と会計原則との調整に関する意見書」第八「財産の評価」(昭和二十六年九月二十八日)。

改正商法と減価償却 (一)

(一) わが国海運業の減価償却実施の实情

わが国産業界において、減価償却問題で最も悩んでいるのは海運業界であろう。

海運業は第二次大戦で大きな打撃を受けて以来、自立することが出来ず、戦後、海運復興方式や計画造船方式をはじめとした国家資金と銀行の協調融資によって再建を計って来た。しかもスエズ動乱によるブームを除いては、海運市況は一般に弱く、世界市場での激烈な競争はわが国海運業の財務状態を絶えず *over-borrowing* の状態に追いこんだ。

このため、もともと悪い経常収益の状態も多大の借入金による金融費用のため悪化し、通常の場合に行う税法の償却範囲額通りの減価償却を行えば当然相当の赤字が発生する状態であった。そこで各企業はそれぞれ、前述した商法第二百八十五条の解釈が必ずしも通常の償却を継続して行うことを要求していないという文言解釈により、その欠損分だけ減価償却を過少に計上するか、あるいはまったく償却を行わないことにより、かろうじて、欠損を出さずに当期利益金を零として株主総会で報告している実情であった。(株主総会の当期利益金は後述の財務諸表規則により作成される有価証券報告書では、未処分利益剰余金を表わす。これは総会用の財務諸表はいわゆる包括主義であって、有価証券報告書のそれは当期業績主義による財務諸表体系であるためである。) すなわち、このことは海運業各社は減価償却を経営政策の具として利益調節のクッションにしてきたのである。

(四二) 四二

いま、この実例を昭和三十六年三月期決算の各社有価証券報告書における財務諸表数値に求めよう。

このような事実はそのそれぞれの有価証券報告書に添付されている公認会計士の監査報告書を見れば、その影響の大きさ、重要性が明白に指摘されている。監査報告書上の取り扱いが今回の商法改正に伴い、監査個別通達の改正によりかわったため、後にその比較をするため代表的会社の監査意見を見てみよう。

日本郵船

当社は有形固定資産の減価償却は、法人税法の規定を一応の基準としてこれを実施しているが、当事業年度後は二六四九百万円に上る充分な償却費を計上し、その普通償却範囲額を超過する八三四百万円は過去における償却不足分の償却に充たされた。したがって、当年度分の償却に関する限りは、財務諸表の表示については何等問題はないが、過去の償却実施の累計は充分とは認め難い。すなわち、当年度末までの実施累計額を第一表の特別償却分を、普通償却に戻した後、普通償却範囲額と比較すると四〇六八百万円の償却不足であり、これは資本金の約三〇パーセント強の巨額に達している。このため、担当公認会計士は「償却不足累計額の財務諸表に与える影響の相対的重要性に鑑み、……上記財務諸表を個々に分離して考えず、一体としての会社の昭和三十六年三月三十一日に終る事業年度の経営成績と同日現在の財政状態との表示の適正性の如何については、意見を表明しない。」と報告

第1表 わが国海運業 Big 4 社の償却状況 (単位千円)

会社名	日本郵船		大阪商船		三井船舶		川崎汽船	
	I 払込 資本金	11,400,000		7,600,000		5,500,000		8,000,000
II 収益 状況	前期	当期	前期	当期	前期	当期	前期	当期
繰越利益 剰余金	△813,747	△777,437	△20,404	△82,396	△293,799	△74,785	△241,865	△183,393
当期純利益	818,747	777,437	20,404	82,396	293,799	74,785	241,865	183,393
当期末 利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0
III 当 期の償 却額	有形 資産	固定 資産	有形 資産	固定 資産	有形 資産	固定 資産	有形 資産	固定 資産
	合計	内船舶	合計	内船舶	合計	内船舶	合計	内船舶
普通償却 範囲額	1,814,982	1,775,935	1,497,281	1,473,228	1,430,366	1,411,279	1,081,505	1,062,363
特別償却 範囲額	361,175	361,175	221,842	220,731	324,315	324,315	331,838	331,838
合計	2,176,157	2,137,110	1,719,123	1,693,959	1,754,681	1,735,594	1,413,343	1,394,201
IV 各 期の 償却 実施 状況	前期	当期	前期	当期	前期	当期	前期	当期
普通償却 実施額	1,814,982	1,775,935	1,260,827	1,260,827	1,040,763	1,021,676	1,063,117	1,052,641
特別償却 実施額	361,175	361,175	0	0	0	0	319,175	319,175
過年度償 却不足額	473,484	473,484	0	0	0	0	0	0
合計	2,649,641	2,610,594	1,260,827	1,260,827	1,040,763	1,021,676	1,382,293	1,371,816
V 償却 範囲 に 対 する 不足 累計額	前期	当期	前期	当期	前期	当期	前期	当期
普通償却 不足累計額	2,196,190	2,116,359	5,316,844	5,125,984	4,457,287	4,418,135	2,188,817	2,122,424
特別償却 不足累計額	2,058,007	2,058,007	2,146,315	2,133,037	1,742,739	1,742,739	1,057,752	655,750
合計	4,254,197	4,174,366	7,463,159	7,259,021	6,200,026	6,160,874	3,246,569	3,078,174
VI 償 却 率	30.18%		18.99%		26.00%		29.22%	
VII 償 却 法	定率法		同左		同左		同左	
VIII 監 査 報 告 総 合 意 見	差し控え		不適正		差し控え		差し控え	

注 前期：昭和35年4月1日～昭和35年9月30日 当期：昭和35年10月1日～昭和36年3月31日
 当期末処分利益剰余金額は株主総会用営業報告書の当期利益金に該当する
 資料 昭和36年3月度各社有価証券報告書から作成

改正商法と減価償却(一)

(四三) 四三

されている。

大阪商船

会社の当期有形固定資産減価償却実施額一、二六一百万円は、会社の採用する法人税法の定める定率法を基準とした普通償却範囲額一、四九七百万円に比し、二、三七七百万円の計上不足である。したがって、当期の費用はそれだけ少く表示されている。また、会社の有形固定資産全部について、当年度までの税法上の普通償却不足累計額は、五〇五、八百万円となっており、これに償却不足繰越期限到来分概算額三、四〇〇百万円（すなわち、税法が定める償却不足額の繰越期限に関係なく計算された償却不足累計額との差額）を加算すると、八、四、五、八百万円となる。結局、これらの額が貸借対照表の資産の部及び資本の部において、過大表示がなされている結果となっている。

「当年度の減価償却については税法上の範囲額に対し、八十四パーセントを実施しているとは言え、上記の如く償却不足累計額が相当額に達しているため、これが財務諸表に与える影響を考慮すれば、全般的にみて会社の財務諸表は会社の経営成績及び財政状態適正に表示しているとは認め難い。」と不適正意見を述べている。

三井造船

当年度の有形固定資産の減価償却実施額は一、〇四、一百万円であ

り、会社の採用する税法基準の普通償却範囲額一、四三〇百万円に比し、三、九〇百万円の計上不足がある。したがって、会社の採用する基準によって償却すれば、当期の欠損金は四、六、四百万円となるはずである。また、会社の有形固定資産全部につき、当年度までの償却実施累計額一〇、六、五、六百万円を特別償却がないものとして計上した普通償却範囲累計額一、五、九、八百万円と比較すれば、償却不足累計額は、五、三、二百万円となるので、貸借対照表の資産の部及び資本の部において同額の過大表示がなされている。総合意見として、「当年度の償却不足額及び、償却不足累計額が財務諸表に与える影響の重要なに鑑みて、私は会社の財務諸表が会社の営業成績及び財政状態を適正に表示しているか否かについての全般的意見の表明はしない。」と総合意見で差控えられている。

川崎汽船

当年度の普通償却実施額は九、九、一百万円であり、会社の採用する税法基準の普通償却範囲額一、〇〇、九百万円に比し、一、八百万円の計上不足である。したがって、会社の採用する基準によって償却を行ったとすれば、当期純利益は一、六、五百万円となるはずである。また、会社の有形固定資産全部についての当年度までの償却実施累計額を特別償却がないものとした普通償却範囲累計額と比較すれば、償却不足累計額は一、四、四、〇百万円となり、同額だけ貸借対照表の資産の部及び資本の部において、過大表示がなされている。「当年度の償却不足額及び償却不足累計額が財務諸表に

与える影響の重要なるに鑑み、会社の財務諸表は会社の経営成績と財務状態を適正に表示してはるか否かの全般的意見を表明しない⁽⁵⁾」と、これも差控え意見が提呈されている。

以上見てきたように、各社共その減価償却不足はその財務諸表に及ぼす影響が極めて重要であると判断され、「差控え」や「不適正」総合意見が出されている。

換言すれば、「差控意見」や「不適正意見」を表明しなければならぬ程、海運業各社の償却不足は致命的なものとなっており、会社全体の運命を決すると言っても過言ではないのである。

海運業としては比較的ビッグ・ビジネスについてその減価償却実施の実情を見てきたが、次に今回の利子補給金対象会社について昭和三十六年上期以降三期間の減価償却実施の状況を第二表で示す。

これによると、普通償却不足と特別償却不足を合計した償却不足累計額は、昭和三十六年上期七八五億円、三十六年下期八四七億円、三十七年上期、九三四億円に及んでいる。この金額が巨額であるという相対的重要性からみても、前述の如き各社の監査意見が出たのもけだし当然といえる。このような莫大な償却不足を抱えている海運業に対して、今度、減価償却不足の解消を条件の一つとして、金利棚上げ、利子補給金等の助成を認めようという「海運再建整備臨時措置法」が成立したため(昭和三十九年三月衆議院通過、同五月参議院通過)、各社にとってには減価償却不足の解消が至上命令となると同時に、今一度「償却不足」そのもの

を再吟味する気になるのも当然の成り行きである。

と云うのは、第一表で示した通り、わが国海運業の場合、税法上で撰択を認められている償却法の中で、償却不足が初期多く出る定率法を今日まで慣行として採用している。⁽⁶⁾

この所以は通常、大体次の三つに求められるといわれている。⁽⁶⁾
(1) 原則論として、海運業は本来の性格から収益の変動が激しく、健全会計の立場から初期に投下資本の回収を計ることが望ましいと考えられる。近年船舶技術の革新が陳腐化による経済的耐用年数を短縮化せしめる現実からも、これを含ませることができ定率法が適当である。

(2) 現実論としては、計画造船の場合、借入金の返済期限が開発銀行は約十五年であるが、市中銀行は約五年であり、また、造船所に対する延べ払い期間は約七年であつてこの借入金全返済のカーブにかなり近似しているため定率法の方がより便利である。より直截的にいえば、定額法によるときは借入金の返済が十分進行しないうちに利益が生ずるにつれて法人税が課せられるためといわれている。しかし、借入金の返済は財務取引であつて、利益の発生という損益取引とは直接関係はない。しいて言えば、利益がより多く発生することによって借入金の返済が一層スムーズになり、借入金の返済の結果、支払利息の減少を通じて、さらに利益を増加させるというのが常識である。もちろん償却引当金の自己金融作用により資金的余裕ができ、そのため借入金返済がスムーズになることも考えられる。しかし、それは償却してのち、な

第2表 船舶減価償却状況

(単位 百万円)

業 態 別	期 別	会 社 数	取 得 原 価	当 期 償 却 額	償 却 累 計 額	当 期 末 残 高	当 期 償 却 限 度 額		償 却 範 圍 額 に 対 す る 過 不 足 額		減 価 償 却 率	減 価 償 却 実 施 率		償 却 累 計 額 取 得 原 価	償 却 不 足 累 計 額 取 得 原 価		
							普 通	特 別	当 期	累 計		当 期	累 計			当 期	累 計
オ ペ ラ タ ー	昭36上	13	278,486	10,752	83,079	203,408	10,897	2,866	△3,786	△43,870	10.04%	78.12%	65.44%	29.00%	13.51%		
	36下	12	297,858	8,382	91,051	206,807	10,582	2,500	△4,921	△46,491	7.79	64.07	66.20	30.57	15.61		
	37上	12	312,899	9,897	100,584	212,314	10,829	2,325	△1,883	△49,448	8.91	75.24	67.04	32.15	15.80		
タ ン カ ー	昭36上	8	132,825	4,089	53,521	79,304	4,828	998	△1,872	△11,428	9.81	70.19	82.03	40.29	8.83		
	36下	8	142,616	4,151	55,432	87,184	5,034	1,524	△2,546	△14,102	9.09	63.30	79.72	38.87	9.89		
	37上	8	147,331	3,835	57,843	89,487	5,060	932	△2,189	△16,472	8.22	64.00	77.84	39.26	11.18		
オ ウ ナ ー	昭36上	32	119,724	1,420	40,046	79,677	3,450	560	△3,016	△22,943	3.50	35.41	63.58	33.45	19.16		
	36下	34	122,018	2,249	41,988	80,010	4,093	477	△2,459	△24,137	5.47	49.22	63.50	34.41	19.78		
	37上	34	125,196	1,466	42,522	82,674	3,846	553	△2,930	△27,435	3.48	33.32	60.78	33.96	21.91		
合 計	昭36上	53	539,035	16,261	176,646	362,389	19,175	4,423	△8,674	△78,538	8.51	68.91	69.22	32.77	14.57		
	36下	54	562,492	14,782	188,471	374,001	19,710	4,500	△9,920	△84,729	7.60	61.06	68.99	33.51	15.06		
	37上	54	585,425	15,198	200,949	384,476	19,735	3,810	△7,001	△93,355	7.61	64.55	68.28	34.33	15.95		

(注) 当期末残高=取得原価-償却累計額

$$\text{減価償却率} = \frac{\text{当期償却額} \times 2}{\text{当期末残高} + \text{当期償却額}}, \quad \text{減価償却実施率(当期)} = \frac{\text{当期償却額}}{\text{当期償却限度額}}, \quad \text{減価償却実施率(累計)} = \frac{\text{償却累計額}}{\text{償却累計額償却不足計額}}$$

(資料) 運輸省海運監査監理官室「外航海運会社経営分析」

お十分な収益を生ずる場合であつて、借入金返済のカーブが定率法のカーブに似ている場合（すなわち、初期により多くの返済を要する場合は）、初期により多くの借入金の返済の必要に迫られるため、資金的に窮乏し（そのため、さらに高利の借入により借換をして収益性を圧迫するのはよく見られるケースである）、他方より多くの償却の必要性は、返還資金の一つの源泉である当期純利益をも圧迫することになる。したがつて、返済金のカーブが定率法に近似的であるからというこの現実論は必ずしも現実的ではない。むしろ返済金のカーブが定率法的ならば、減価償却法は定額法の方が良いように思われる。丁度、定率法の償却が後年の償却費の減少分を、その頃に増加する可能性のある修繕費とチャージして、全費用の絶対額として平均化されるという考え方があつた。

(イ) 政策論からは、「やゝ穿ちすぎた見方」といわれているのであるが、運輸省当局の立場から、戦後の海運業不振に対して助成金を要請する場合、償却不足の中がより大きな結果となる定率法の方が便益であるというのである。

いづれにせよ、以上の三つの理由から、海運業では定率法が償却化されているため、償却不足が一層著しくなっているのは事実といえる。現に、最初から定額法によつていけば、逆に償却超過になつたであろう会社数は約半数以上にも及ぶといわれている償却方法の撰択及び適用の重要性をマザマザと見せつけられる好例である。

以上、要するに、海運業界を代表として見られるように、わが国の産業界の實踐においては、たとえ欠損が出る場合でも、減価償却を行わなかつたり過少に計上することにより、正規の償却を行えば生じるであろう欠損金を株主に報告していなかつたのである。まさに、減価償却は利益調整のために利用される最も有効な経営政策手段であつた。

その根本原因を、われわれは、強行法たるべき商法規定の不明確さに求め、それをめぐる二つの対立する解釈が生じ、その結果、現実の実務では利益のあるときは償却を行い、利益のないときは償却を行わないという便宜主義的な処理が行われてきたのである。最近のわが国経済全体の減価償却総額は、昭和三十八年では、特別償却を含めて一兆六千億円に達しているといわれている。前年から繰り越した償却不足額三千億円に含めて、本年の税法上の償却範囲額は二兆円であるから、なお多額の償却未済があることになる。⁽⁷⁾

このような償却不足の中では、運輸通信公益事業の二千億円がそのほとんどを占めている。これは海運業の不振による影響が大きく反映しているのである。

(1) 政治経済研究所編「日本の造船業」一八頁。

(2) 渡部義雄「日本郵船株式会社 第七十四期 監査報告書」。

(3) 今関良茂「大阪商船株式会社 昭和三十五年度下期 監査報告書」。

(4) 中村辰治郎「三井船舶株式会社 第三十二期 監査報告

書。

(5) 七条正之「川崎汽船株式会社第七十九期 監査報告書」。

(6) 佐波宣平「海運再建整備法における減価償却不足の解消」
(経済論叢第九十二卷一二一―一四頁)。

(7) 中村肇「稅務統計から見た法人企業の發展と現状」(財政
經濟弘報、第一〇七五号)。

(三) 商法の旧減価償却規定批判

「企業會計の立場から現行商法(旧規定を指す)引用者註)の
固定資産に関する計算規定を眺めてみると、そこには一時代のお
くれがあることを否定することは出来ない。企業會計の実践と會
計學の思考が損益計算中心主義に移行してから、少くとも三、四
十年はたっているが、商法の考え方は旧時代の財産計算的思考に
依然として止まっている。」⁽¹⁾といわれているように、商法の旧減
価償却規定はいずれも財産評価を規定したものであり、今日の動
的損益計算の思考はそこには形骸すらなかった。すなわち、第三
十四条第二項で「相当の減損額」と言っているが、これは必ずし
も期間損益計算の立場から行われる毎期計画的な減価償却と一致
するといふ何の保証もない。しかし、期間損益計算に立脚しなけれ
ば、今日のゴーイング・カンサーンとしての企業における適正な
利益計算が不可能であることからしても、減価償却は当然計画的
規則的にして、かつ期間費用配分の原則により主体的に決められ
なければならぬものである。

しかるに、商法がとる財産評価の立場からは損耗が現実に認識

されると否とに拘わらず、一定の減価償却計画に基づいて、取得
原価を計画的に費用化させるよりも、有形固定資産の物的損耗が
現実に認められた場合のみ、その損耗の程度を測定して減損額を
任意にかつ、不規則に評価することが出来るとの解釈も成り立
つのである。⁽²⁾このような任意不規則の評価方式が採用されれば、
減価償却は本来の費用配分の本質から乖離して、配当可能利益の
大きさも歪められよう。このため、債権者保護の理念から「会社
に損失を填補し、且つ、準備金を控除した後に能されば、利益の
配当を為すことを得ず」⁽³⁾という規定は空文化化してしまっていた。
その原因は、商法の旧減価償却規定が財産評価の側面からのみ、
すなわち、資産価値の期間比較の差額分のみを減価償却とした。
それは第一次的には資産評価であつて、減価償却はその結果と
して考えられる点で他動的であつた。それは、簿記的に言えば、
(借方)減価償却費、(貸方)減価償却引当金との処理の中、貸
方側から決定せんとするのが商法である。減価償却の他の側面で
ある期間費用の配分が第一に考えられてはいない。しかるに、今
日の企業は半永久的に継続事業体であり、その業績は一定の期間
に実現した収益とそれに対応する費用とを比較することによつて
測定する以外にはない。この期間損益計算は今日の動的會計學と
いわれる動態理論において、明白に論じられているのは周知の通
りである。この期間損益の立場からは、まず期間費用は発生主義
に基づき、費用配分の原則により計画的且つ規則的でなければな
らない。したがつて減価償却もまた、期間損益計算の確定のため

には商法のような任意臨時性は許されない。商法がかかる期間損益計算からみて不備な点をもつため、現実の実績を正しく規制することが出来ず、その影響は前述の通りである。このため、期間損益計算を目的とする今日の会計学は、商法に対して現実の事情に即した改正を要望してきた⁽⁴⁾。

(一) 費用配分の原則に基づき正規の減価償却の観念を商法上確立するために、固定資産の評価に関する規定において、償却資産たる有形固定資産の評価に関しては正規の減価償却手続に従わねばならないことをあきらかにすること。

(二) 正規の減価償却手続を含む適正な期間損益計算を基礎として、毎決算の利益が算定されるべきことを明らかにすること。

第一は資産評価の観点からの要望であり、第二は期間損益計算の観点からの要望である。減価償却の最も重要な目的を「適正な費用配分を行うこと」によって、毎期の損益計算を正確ならしめること⁽⁵⁾とする会計の立場からは、第二の要望が主であり、第一の要望は従属する。しかし、現行商法が、なお財産評価規定を主にするとところから、重要性とは逆順の要望になっているといわれる⁽⁶⁾。

以上、今回の改正前のわが国商法における減価償却規定とわが国産業界とくに償却不足に悩む海運業の減価償却の実情について眺めた結果、あきらかに、商法の減価償却に対する考え方の二義性、前近代的財産計算思考が原因となつて、わが国の減価償却の実践を非常に不統一、不明瞭なものとしてきた。すなわち、配当政策、会計政策、経営政策等の政策的判断により、一定の目標利

益算出のための調整手段として減価償却が利用せられてきたのである。そこには計画性、規則制はまったくなかつたといつても過言ではない。これは償却不足に悩む海運業のみならず、ひろく、各産業界における商法の減価償却規定の認識程度であつたといえよう。

この点、今回の減価償却が前述の企業会計審議会からの要望を受容れてか、あるいは、原価主義評価の適用の結果からか、いずれにより多く刺戟されたにせよ、「相当の償却」を強制するに至つたことは、まさにその点で大きな進歩であつたといえる。大きな改革がつねに多くの困難に直面しなければならぬように、この減価償却規定の改正も、これまでの慣行との間に著しい現実的難問におつかり、またこれをいかに調整するかが法施行に際しての大きな難問とならう。

われわれは、次にこの改正について、その経過措置にみられる現実的特例措置を見ることにしよう。

(1) 馬場克三「企業会計からみた商法および税法の減価償却」(税経通信、第十六卷三号二四頁)。

(2) 大蔵省企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第三、有形固定資産の減価償却について(以下、連続意見書第三と称す)。

(3) 改正前商法第二百九十条

(4) 大蔵省企業会計審議会「連続意見書第三、第三節 商法改正に対する要望

改正商法と減価償却 (一)

(五〇) 五〇

(5) 大蔵省企業会計審議会「連続意見書第三、第一節、企業会計原則と減価償却

(6) 諸井勝之助「減価償却意見書の基本的考え方」(産業経理、第百八十卷八号四四頁)。